

栃木県 第2回 環境省と考える 指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム

日時 平成27年6月22日(月) 18:30~20:45

場所 栃木県総合文化センター サブホール

司会：それではお時間になりましたので、これより開会いたしたいと思います。本日の司会を務めさせていただきます環境省の坂口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、平日のお忙しい中、第2回環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラムにご参加いただきまして誠にありがとうございます。開会に当たりまして環境省の指定廃棄物対策担当参事官の室石よりご挨拶を申し上げます。

室石参事官：ただ今ご紹介いただきました環境省の室石でございます。本日はご多忙中のところ各地から多くの皆さまにお集まりいただきまして大変ありがとうございます。まず初めに東日本大震災により被災された皆さまに改めてお見舞いを申し上げます。また東京電力の福島第一原発の事故によりまして放出された放射性物質の影響により、未だ大変なご苦勞をおかけしているということを政府の一員として改めておわびを申し上げます。指定廃棄物の課題に関しましては県民の皆さま方はいろいろとご疑問とかあるいはご意見をお持ちかと思っております。環境省としては、このことについてご地元の方々に丁寧に1つ1つお答えをしていく、説明をしていく、こういう所存でございます。本日県民の皆さまに直接ご説明をして、ご質問やご意見にお答えするという目的を持ってこのフォーラムを開催させていただきました。栃木県におきましては5月14日に第1回目のフォーラムを開催させていただき、多くのご意見やご質問を頂いておりますが、今日さらにご理解を深めていただく、あるいは初めての方もいらっしゃると思っておりますが2回目のフォーラムを開催させていただきということでございます。本日は、まず私どもの方から前回頂いたご質問も含めまして指定廃の概略について説明を行いまして、その後意見交換をさせていただければというふうに考えております。どうかよろしくお願い致します。

司会：それでは登壇者をご紹介致します。まず環境省からでございますけれども先ほどご挨拶申し上げました指定廃棄物対策担当参事官の室石でございます。

室石参事官：よろしくお願い致します。

司会：同じく指定廃棄物対策担当参事官室課長補佐の清丸でございます。

清丸補佐：よろしくお願い致します。

司会：環境省の地方組織になりますけれども関東地方環境事務所保全統括官の箕輪でございます。

箕輪統括官：よろしくお願い致します。

司会：国の指定廃棄物処分等有識者会議の座長を務めていただいております公立鳥取環境大学客員教授の田中座長でございます。

田中座長：田中です。どうぞよろしくお願い致します。

司会：同じく有識者会議の委員を務めていただいております国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全研究センター環境影響評価研究グループの木村委員でございます。

木村委員：よろしくお願い致します。

司会：同じく有識者会議の委員を務めていただいております独立行政法人国立環境研究所資源循環廃棄物研究センター長の大迫委員でございます。

大迫委員：よろしくお願い致します。

司会：ここで本日の進め方について簡単にご説明申し上げます。本日のフォーラムは2部構成としております。第一部は登壇者によるご説明でございます。まずは環境省から指定廃棄物に関する全般的なご説明を行いまして、その後、有識者会議の委員の先生方からこれまでの有識者会議の取り組みの状況ですとか、科学的、技術的な観点からそれを踏まえたご説明をいただきまして、続きまして環境省から県内の一時保管の現状についてのご説明を申し上げる予定でございます。お時間はこれらを合わせまして約60分程度を予定しております。これに続きまして、第二部となりますけれども、第二部では会場の皆さま方からのご意見、ご質問などを頂きまして登壇者がお答えするという形式で意見交換を行う予定でございます。全体のお時間の目安としまして第一部、第二部合わせまして最大で2時間程度を予定しておりますのでよろしくお願い申し上げます。なお、本日のフォーラムですけれども、報道関係者の方々も出席しております。フォーラムの開催中はすべて撮影可能としておりますので、会場の皆さま方におかれましては、あらかじめご承諾いただけますようお願い致します。また環境省におきましても、本日の開催の様子を記録しまして、後日議事録の公開を致しますとともに、今後の広報活動などに活用させていただくこととしております。なお、その際には参加の皆さま方の顔が映らないように、撮影するなどプライバシーには十分配慮いたすこととしておりますので、こちらにつきましても合わせてご承知おきくださいますようお願い致します。最後に、私からもう一点、お手元に配布しております

資料の確認をさせていただきたいと思います。お手数ですが受付でお渡しいたしましたこちらの資料の茶封筒、こちらを封筒からお出しいただきまして確認いただければと思います。まず1つ目ですが少し分厚いA4のホッチキス留めの資料になります環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム、こちらの冊子が1つでございます。それからもう1つホッチキス留めの資料としましても少し薄いものですがこれも一時保管の現状についてというもの、こちらをご説明に用います。それからこれは縦型のA4の資料でございますけれども、指定廃棄物の課題解決に向けてと書いてありますパンフレットでございます。最後にA4の1枚紙、こちらはアンケート調査票でございますけれども、第2回環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム参加者アンケートというものでございます。こちらはお帰りの際に受付の近くのボックスにお入れいただければと思います。以上4点でございますけれども資料に不足のある方、お手元にない方はいらっしゃいますでしょうか。手を挙げてお知らせください。もしいらっしゃるようであれば係員がお持ち致しますが大丈夫でしょうか。それでは早速ですが第一部から開催したいと思います。環境省指定廃棄物対策担当参事官室課長補佐の清丸よりご説明申し上げます。

清丸補佐：指定廃棄物を担当しております課長補佐の清丸と申します。私の方からは今お手元にお配りしておりますこのA4横の資料を用いてご説明申し上げたいと思います。お手元がちょっと暗いのですが資料を見ていただく、もしくは前方のスクリーンを見ていただければと思います。座ってご説明させていただきます。私からの説明の構成ですが、大きく4つございます。栃木県では今日2回目のフォーラムということですが、今回初めてご参加いただいている方も多ございます。そのため1番、2番、3番、前回にもご説明しておりますけれども指定廃棄物とは、現状と処理の方法、どのように選んだのかというところを、まずご説明申し上げます。その後5月14日のフォーラムで頂いたご意見の中でも主なものをピックアップしましてそれに対する考え方ということで最後の4番目の方でご説明申し上げます。まず1つ目の指定廃棄物とは、でございます。平成23年の3月に起きました東京電力福島第一原子力発電所の事故によりまして放射性物質が大気に放出されております。これは県境を越えましてこの栃木県にもなんらかの形で放出されておまして、そういったものがごみを燃やしたあとに出る灰ですとか牧草の一部、そういうところに付着した結果、指定廃棄物というものが発生しております。具体的にはちょっと数字が出ますが1キログラム当たり8,000ベクレル、こういった放射能濃度を超えるもので環境大臣が指定したものを、これを指定廃棄物と呼んでおります。主な経路としてはちょっと絵が小さいのですが4つございまして、1つはこの中央にあります浄水発生土、浄水の水をつくる際に出てくる土などをこし取って分けるのですが、そういった土で指定廃棄物になるものがある。逆に浄水があれば下水処理施設で同じように出てくる泥、こういったところにも濃度の高いものがある。あと生活ごみということでごみを焼却施設で燃やす際に

出てくる灰。あともう1つ農林業系副産物と言っておりますけれども、牧草ロールあるいは稲わらですとかそういったもので一定濃度を超えているものがあるという、主にこういった4種類の指定廃棄物がございます。それらの量ですけれども栃木県では全体で合わせまして約1万4,000トンございます。数字的には先ほどの牧草ですとか農林業系副産物が8,000トンということで最も多くなっておりまして、次いで灰、下水汚泥というふうになります。よくこれまでもご指摘を頂いておりますのは、指定廃棄物というのは放射性廃棄物なのですよねというご質問をたくさん頂いておりますので、こういったものをグラフで表示しております。この右側のオレンジですけれども、こちらがいわゆる制御棒ですとかガラス固化体、原子力発電所の施設の中で出てくるものがございます。こういったもののうち制御棒、ガラス固化体は濃度的には非常に高いものでして、ゼロがいっぱい並んでおりますけれども、この上の方が10兆ベクレル、その下が1,000億ベクレルといった非常に濃度が高いものがございます。こういったものについては地下300メートルよりも深いところで処理するというふうなことを示しております。それに対してこの絵は縮尺なしでそのまま書いているのですけれども、指定廃棄物はどれだけかと。先ほど8,000ベクレルを超えるものというふうに申しましたけれども、それがだいたい8,000から10万、栃木県の場合ですとだいたい8,000から3万になりますけれども数字的にはこういったもの、こういった濃度になるというところがございます。ですので、まったく放射性廃棄物と同じというところではないというところが、こちらのスライドでございます。こちらは放射能の減り方ということで放射能濃度というのは時間とともに減ります。これもものによって決まっております。何年たつと半分になるというものがものによって決まっております。今回ですと対象になりますのはセシウムと呼ばれる元素でして、セシウムの137というものとセシウムの134というものがございます。半減期というのが右の方にありまして137の場合ですと約30年たてば濃度は半分になる、セシウム134の方はちょっと足が速くて2年たてば半分になると。ですので、今4年たつということで134だけで見れば半分の半分ぐらいになっている、一方、137については30年ということで、息の長い取組みが必要になります。続きまして一時保管の現状と処理の方法のスライドでございます。現在、栃木県では県内の約170カ所に一時保管していただいているところがございます。こちらは写真にもありますようにシートなどで覆いを行っております。環境省の職員が定期的にすべての個所を回っておりますとちゃんと保管されているかというところは確認させていただいております。この管理に当たっても環境省において管理のためのガイドラインというものを作っております、これに基づききちっと問題がないようにということで点検を行っているところがございます。この一時保管につきましては後ほどスライドですとか動画も使わせて状況について簡単にご説明させていただきます。ただこの170カ所の一時保管ですけれども現時点では大丈夫なのですけれども、中長期的に見ますと竜巻ですとか台風ですとかそういったところで飛散するのではないかという懸念がございます。そのため環境省としましては、長期にわたって保管する方法としては必ずしもベストではないのではないかと

ふうを考えているところです。ではどうすればいいのかということで考えておりますのが次のスライドでございます。県内1カ所になりますけれども、この絵にあるような施設を造ることを考えております。各地に一時保管いただいている指定廃棄物、これを1カ所に持ってきて二重のコンクリートの構造と書いておりますけれども、こういったところで放射性物質を外に出さない、そういった構造できちっと管理をしていきたいというふうを考えております。あともう1つこのスライドですけれども、これもよく言われることなのですからけれども、この先ほどの施設、これができた際には他県のもの、福島県を含め関係県のものすべてここにやってくるのではないかとといったご懸念をたくさん頂いております。これまでもご説明しているところでございますけれども、他県の指定廃棄物を持ち込むということは考えておりません。県内で出たものは県内、他県のものを入れるということはないということでございます。この根拠といいますか、特措法に基づく基本方針というのを定めておりますけれども、その中でも県内処理を明記しているというのが1つと、あと2つ目に書いてあります長期管理施設の必要面積。後ほど出てきますけれども、栃木県全体では2.8ヘクタールの面積が必要という計算の元といいますのは、県内で出る指定廃棄物の量だけを基に計算しておりますので、そういったキャパシティのところからも他県のものを持ってくるということは想定してないというところでございます。こちらのスライドは、処理の流れということで非常に一般的ではございますけれども左側の一時保管いただいているものを施設に持ってきた際にどうなるかという流れを示したものです。大きく、燃えるものと燃えないものに別れまして、燃えるものでいけば主に牧草、そういったものにつきましては施設の中に仮設の焼却施設を造ることを考えております。そこで燃やして安定化させて灰の状態にした上でもともと燃やされたものといいますか燃えないものと合わせてきちっと管理をするという流れを考えております。その燃やすときに何かしらよからぬものが出るのではないかとということのご指摘もこれまたたくさん頂いているところでございます。こちらにつきましては例えばかつてですとダイオキシン対策などでも非常に効果を発揮した歴史も持ちますバグフィルター、こういった排ガス処理装置を今後造る仮設焼却施設の中にはきちっと付けて放射性セシウムを含んだ微粒子状の灰といいますか、そういったものをきちっと捕捉しようというふうを考えております。こちらが1つの事例、福島県の事例ですけれども、バグフィルターを設置したときにはこういった実績があるかということで、非常に技術的で詳細は私の方からは割愛致しますけれども、除去率ということでほぼすべて除去できるというふうな結果も得られているところでございます。先ほど絵をお見せしましたこの長期管理施設についての安全性なのですけれども、構造面、あと管理の面という2つでご説明致します。構造の方はコンクリートで二重に囲んだ堅い構造とするということと、それだけで良しとするわけではなくて管理についても怠りなくやるということは何重もの安全対策を講じたいと考えております。それを絵で表したのが次の2つのスライドでございます。1つ目のこちらは構造に関する説明の絵でございます。先ほどの二重コンクリートというのはこのところでございます、こういったところで一重だけではなく二重でより中のものと外

のものの出入り、水であれ物質であれを防ぐような構造にするということと、あそこも土のみならず止水性のある混合土、特殊な土ですけれども、そういったもので雨もしくは放射性物質も含んだものの侵入、出入りを防ぐというのが2点目でございます。あと3点目は、こちらは指定廃棄物を入れた丈夫な袋をただ置くのではなくてその間に土なども埋める、充填するということが放射線を遮へいしたいと考えております。こうしたことによりまして中にあるものを外に出さない、逆に言えば外にあるものを中に入れないという構造としたいと考えております。この施設に対する管理面でございます。1つありますのが二重のこのコンクリートの間ですけれども、ここに人が出入りできるようなスペース、空洞があります。こういったところを使いまして定期的にひび割れがないか、何かしら異常がないかというようなところの点検をするということを考えております。あと空間線量率、地下水の測定、こういった構造で出るはずはないのですけれども、それを本当に出てないのかということをしちんと確認するべく大気であるとか水であるとかいったところの測定を定期的に行うということと考えております。こちらのスライドはコンクリートの耐久性。100年以上の耐久性ということでコンクリートができてから100年を超える事例もいくつか出てきておりますけれども、今回の施設に当たっても数十年、100年オーダーの長期を見据えてきちとした耐久性のあるものを造ると。その具体につきましては、これも後で出てきますけれども土壌といいますかそういった土地に合ったこういう岩盤であればこういったスペックの施設を造ればいいのではないかなというような詳細調査のデータを得て、かつこれぐらい最大強度の地震が起きても壊れないものということで、その具体を設計していきたいと考えております。次に災害対策ですけれども、これらの施設を造っても完ぺきといいますか絶対といいますか、これで絶対大丈夫ですと言い切るつもりもなくきちっとその施設はつくる、ただ管理は怠りなく、それでも何かあった場合はということでこういった対策を当然のことながら講じていきたいと思っております。例えば搬入期間中、指定廃棄物を施設の中に入れる際にこういった自然災害が予想されるもしくは出る場合には当然ながら作業を止めて防災対策を講じるというのが1つです。2つ目は地震が起きた際、起きててもコンクリートが大丈夫だからということで放っておくのは当然ありません。先ほどの二重のコンクリート間の通路ですとかそういったところで亀裂などを速やかに確認すると。それでなんらかの異常が見つければそこは速やかに補修するというようなメンテナンスといいますか点検体制というものを長期にわたって維持したいと考えております。3番目でどのように今回の場所を選んだのかというスライドになります。皆さまの記憶に新しいところとしましては、平成24年9月に栃木県矢板市の中にこういった施設の候補地をお示ししております。その際にも例えば、寝耳に水ですとか地元の意見を聞いてないのではないかなというご意見をたくさん頂いているところでございます。そういった反省も踏まえまして平成25年以降になりますけれども、今回のプロセスでは主に2つの会議を新たにつくって検討を重ねてきました。その1つ目が上に書いております科学的、技術的な観点からの検討でございます。今日お越しいただいておりますけれども、指定廃棄物処分等有識者会議という会議を設けまして候補地

選定の手法ですとか施設の安全性についてご議論いただいているというのが1つでございます。

2つ目にそういった内容もフィードバックしつつ県内すべての市町村長かつ知事にもご参加いただいて市町村長会議というものを重ねてまいったというところが今回の大きな特徴でございます。栃木県におきましては、平成25年4月に1回目の市町村長会議を開催しました。その後25年には4回開催しまして25年の12月24日に開催した4回目の市町村長会議で栃木県の実情に配慮した選定手法、こういったものが確定して以降選定作業に取り掛かりました。こういった手法が確定されたかというのは、この後何枚かのスライドで書いております。1つ目に書いておりますのは、まずスタート地点としまして県内で利用可能な国有地、県有地というものをまずすべてピックアップしました。その国有地、県有地の中から例えばここは滑り危険区域に当たるのではないかと、ここは土石流の危険区域に指定されているのではないかと、何々危険区域ですとか、そういったものに指定されているものがたくさんございますけれども、そういったもののフィルターを1つ1つかけましてスタートとなる国有地、県有地から危険区域に当たるものがないか、当たるのであればそれを全部除外していくということを最初に行っております。1つ目のポツでは自然災害の観点から除外するものを除外した、2つ目は自然環境を保全するという観点から除外するものは除外した、あと史跡、名勝、天然記念物に当たる土地についても除外したということをまず国有地、県有地から始めて幅広く除外するという作業を行いました。②の方はその際に国有地のみならず県有地も対象とするということと、これは栃木県独自ルールで後ほど出てきますので今は説明を省略致します。3番にあります通り国有地、県有地から始めて除外すべきところを除外した、かつ今回栃木県の指定廃棄物を処理するのに必要な量2.8ヘクタール、除外されて残った土地の中で2.8ヘクタールの土地の塊があるところというものを抽出しております。これが選定作業の最初の前半分の段階でございます。その結果、5つ候補地といえますか残っております。その5つの中からどのように1カ所にしたのかというのがこちらの後半の絵でございます。先ほどの除外すべきところは除外しきっておりますので、5つの中では2.8ヘクタールの面積をいずれも確保しているので問題ないのですけれども、その中から1つを選ぶということでどういうやり方がよかろうということで、ここに書いております4つの指標をそれぞれ点数化しまして、それで相対的に評価する、数字が最も高いところを詳細調査候補地にしようということをしていただいております。具体的には住宅のある集落との距離、あと取水口との距離、自然植生度、あと指定廃棄物の保管状況と。先ほどの重み付け、2分の1とか何か書いてありましたけれども同じ点数、1点から5点でも指定廃棄物の方はよりたくさん持っているところがより選ばれやすくなるのですけれども、その重み付けを1点から5点ではなくて0.5点から2.5点にするという重み付けを行っているということになります。この4つの指標を用いまして点数化した結果、昨年7月30日ですけれども塩谷町にあります寺島入を詳細調査候補地ということで公表して、翌日市町村長会議でその選定経緯、あと結果を説明したところでございます。こちらのご参考でございます。国の方はこのように有識者会議、あと市町村長会議で決めて

おりますけれども、栃木県の方でも独自に有識者会議というものを設けまして国がやった選定作業が果たして適正だったのか、妥当だったのかという検証を今行っているところでございます。現時点でもまだ終了してございませんで、第1回、第2回と直近では第3回、一部選定作業に用いるデータに欠落があった、結果的には影響はなかったのですけれども、そういったところもご指摘をいただいたところでございます。引き続き、残りの部分、49項目中残り11項目についてまだ県の方で検討作業が行われているという状況になります。昨年7月30日に公表、提示した以降のやりとりでございませんで。昨年7月には報告したと、翌8月にはご地元の方に行きましてその選定経緯などについてご説明したと。以降塩谷町さんの方からたくさんのご質問も頂いております、これはホームページで出ておりますけれどもこういった質問を頂いてこういった回答を返させていただくということを書面でもしくは直接お会いして説明をさせていただいているところなんです。いずれにしましても環境省としましては県民あるいは地元の方々丁寧に説明する、もしくは丁寧に説明する努力をするというのが基本姿勢でこれまで取り組んでいるところでございませんで。このスライド以降ですけれども詳細調査についてでございませんで。現時点では詳細調査候補地がここですということは提示しております。ただ今日までの間、詳細調査にはまだ入っておりませんで。ただゆくゆくはこういったことをこういった目的でやりたいというところで今お示ししております。目的としましては候補地における必要な対策を検討するのですけれども、大きく2つとして場所、安全面で支障がないということを確認するというのが1つの目的、あともう1つ、事業を実施するという観点からそもそもその場所でそういった施設、事業の施工が可能であるということを確認するという作業をこの詳細調査の中で行いたいと考えております。具体が次のスライドでございませんで。安全面での支障の有無。文献調査のレベルではここは問題ないというところではきていますのですけれども、実際に例えば穴を掘るですとかそういった土、石を詳しく調べるですとか、そういったところをきちんとデータを集めて安全面で本当に問題がないのかということを確認したいというのが前半でございませんで。後者の方は事業実施の可能性ということで、例えばその場所まで道路はあるのか、拡張する必要はあるのか、水、電気ですとか通信回線が確保できるのか、できないのであればどういう手段が可能かといったところを確認するというものを今後行う詳細調査の中で1つ1つきっちり確認していきたいというふうに考えております。この詳細調査に当たりましては、現時点ではまだ着手してないというところでありませんでけれども、ご地元に対しては、引き続き丁寧にこういった目的でやるといったようなところをご説明する、あとご質問、ご懸念にはきちんとお答えしていきたいというふうに考えているところでございませんで。あと最後ですけれども、前回のフォーラムでも非常にたくさんのご意見、ご質問を頂きましてありがとうございます。その中で事後のアンケートもそうですけれどもたくさん頂いたご意見ということでいくつかこの場でご紹介、ご説明させていただきたいと思っております。まず1つ目が各県内で処理する方針についてでございませんで。これも非常にたくさんのご意見を頂いているところでございませんで。まず先ほど申したところもありますけれども特別措置法に基づく基本方

針では排出された都道府県内でそれぞれ行うというふうに書かれているというのが1つよりどころになります。また基本方針に書いてあっても例えば福島県に持っていけばいいのではないかとというようなご意見もたくさん頂いております。そういったところにつきましてはこれは平成25年になりますけれども福島県に実際に確認して、福島県の方からもう各県で処理すべきという回答を頂いていたというのもございますし、あと3つ目、今、帰還ですとか復興に向けて取り組まれています福島県にこれ以上ご負担も掛けられないというところから各県の処理の方針ということはそのまま進めていきたいというふうに考えております。これが1つ目でございます。2つ目、これもよくご指摘いただいております水源への影響についてでございます。ここでは非常に細かくいろいろ書いておりますけれども、一部先ほどの繰り返しになりますけれども水源への影響についてはないようにしたいと。具体的には施設の構造的には先ほどの二重のコンクリートがありますけれども水を出さない、水を入れないというようなものをまず造りたい。かつ造っておしまいでなくて点検についてはきちっと長期にわたって体制を整えたいというところが上の2つでございます。あと選定手法も水をまったく考慮しているものではなく受け入れやすさの観点から水道用水、農業用水取水口との距離、より遠いところほど選ばれやすいというふうな点数付けを行っているというところなんです。あと施工中の配慮につきましても環境影響については十分に配慮するといったところから水源についてきちっと対処、対応したいと考えております。こちらの絵もこれまでもお示ししているところですが、よく水の中でも尚仁沢湧水に影響があるのではないかとということで、実際には直線距離で4キロメートル強ございます。その間には尾根がいくつかありますので、環境省としましては、この絵からも分かる通り直接的な影響を及ぼすのかということについては及ぼさないのではないかとというふうには考えております。ただご心配、ご懸念もありますので、そういったところについては、詳細調査の中でも確認すべきは確認していきたいというふうに考えております。こちらは地図でございます。あと自然度について。自然度につきましては先ほどの選定のうちの後半の部分、4つの指標で点数化したというところでございます。今回の寺島入の候補地、緑豊かな自然の中中ということでもございまして、実際には、今回の候補地は何点で評価したのかということですが、次のスライドを見ながらの方が良いかと思っております。このスライドはその点数分けの10項目で10点となります植生自然度10というのが湿原、自然草原、一番選ばれにくいようになっております。自然度1、市街地、造成地、ここは自然がある意味真逆でないというところでは選ばれやすくなってございます。今回の詳細調査候補地は何点かということで実際に現地にも確認して調べましたけれども、人工林のスギ植林ですとかカラマツ植林ということを確認しております。そのためこの10段階でいけば何点かということで植生自然度6ということで点数付けをしまして、以後住居との距離、水との距離を含めて総合的に点数で判断したというところでございます。あと最後私からもう1点でございます。頂いているご質問の1つに放射性物質の種類について。最初半減期でセシウム134、137をご説明しましたがけれども、それ以外にもヨウ素ですとかストロンチウムがあるのではないかと

というご指摘も頂いてございます。このセシウム134、137以外についてなのですが、確認したところ、例えば半減期が短くて数日なので今はもうほとんどないといったものか、そもそも放射能の量、ものがあっても出す能力が非常に低いということが分かっておりますので、直接現時点でも放射能濃度という意味で影響を及ぼし得るのはこちらのセシウム134、137の2つでいいのではないかとこのように考えているところでございます。こちらが最後に被ばくの早見表ということで図を1枚お付けしております。すみません、長くなりましたけれども私の説明は以上でございます。ありがとうございます。

司会：続きまして有識者会議の座長であります田中先生にこれまでの有識者会議の取り組みについてご説明をいただきたいと思っております。それでは田中座長、よろしくお願い致します。

田中座長：皆さんこんばんは。有識者会議の座長を務めております田中です。有識者会議の取り組みについてちょっと簡単に説明したいと思います。私自身は廃棄物処理を専門にしております。栃木県には8,000ベクレルを超える指定廃棄物が1万4,000トン、それが170カ所以上のところに一時保管されています。これが大きな問題で、この問題を解決するために有識者会議では議論しております。廃棄物はそこに存在するだけでも有機物は分解をしてガスを発生する、悪臭を発生する、害虫が繁殖する、また大きな災害がありますと飛散、流出して廃棄物が、放射性物質がいろいろなところを汚染する、このような心配がございます。そういう意味では廃棄物は生活環境上の支障をきたす、あるいは公衆衛生上の問題を引き起こすということでこれが大きな課題で、この解決をしようというのが今日のフォーラムです。仮置きされている廃棄物をできるだけ早く安全な施設に運んで処理をしなければなりません。仮置きされている指定廃棄物を持って行く施設がどうしても必要なわけです。施設は安全なところに周辺の環境を汚染しないような安全な構造で建設をし、そして安全に維持管理する、これが原則です。しかも施設の規模はできるだけ小さい方がいいということで、必要最小限の規模にします。有識者会議は廃棄物処理、あるいは有害物質のリスク管理、地質、構造、放射性管理の専門家から構成されております。このメンバーで施設の構造はどうあるべきか、維持管理はどうあるべきかといった議論を行って決定してまいりました。廃棄物処理の目的は生活環境の保全、公衆衛生の向上であり、有機物は焼却をして滅菌、熱分解、そして有機物を安定した無機物に変えて有害物質は無害化し元の量の10分の1以下の焼却灰として最後は処分します。栃木県の指定廃棄物は1万4,000トン、このうち8,100トン、これが農林業系の副産物ということで有機物ですので焼却をして焼却灰にして長期管理施設で処分することになります。各県で詳細調査候補地をどのような方法で選ぶべきかといったことを議論してその選定の手順を決めました。選定手順については、詳しく説明がございましたけれども、まず安全性を確保するというでそういう地域を抽出して、栃木県の場合には最低必要な物理的な面積を確保する、この県では2.8ヘクタール、この面積を確保できるよ

な土地を抽出した上で安心などの地域の理解を得やすいように住宅から遠いところ、あるいは水道水源、あるいは農業水源、そういうところから離れたところということでその面からプライオリティを決めて、そして選定がされました。先ほど説明があったように公表されております。有識者会議に課せられた役割のもう1つは詳細調査で得られた結果の評価があります。これまでは文献等の既存の知見に基づいて環境省において詳細調査候補地を選定して公表したところですが、その土地に関する情報がまだまだ十分ではありません。そういう意味でより詳細な文献調査やボーリング調査などから得られた追加的な情報を基に評価を行います。有識者会議においては、その詳細調査の結果に基づいて安全性に支障がないかどうかという観点、事業の実施において施工が可能であるか、こういう評価を行う予定でございます。以上で私の方からの説明を終わります。

司会：ありがとうございました。それでは引き続きまして木村委員からもご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

木村委員：木村でございます。私の専門は放射線被ばくということですので42ページのスライドを使って説明したいと思います。このスライドは放射線被ばくの早見図ということでわれわれがどういう被ばくを通常受けているかというのを示したものでございます。自然放射線による被ばくというのがまず宇宙から、太陽とかそういったところから飛んでくる宇宙線による被ばくというのがございます。2番目に大地からの被ばくというのがございます。この大地からの被ばくというのは地球ができた時から存在している天然核種による被ばくということになります。例えばトリウム232とかウラン238とかカリウム40といった10億年以上の半減期を持つ核種は地球ができた時からずっと存在しておりますので、それによる被ばくは避けられないということでございます。宇宙線の被ばくが0.3ミリぐらいとここに書いてございます。大地からの被ばくというのは0.33ぐらいということになります。ここにさらにラドンというのを書いてございますけれども、ラドンというのはウラン238の一番最後の娘核種でございます。地球ができた時約46億年から娘核種はずっと生成していますのでラドンというのは常にある種平衡状態でウランと存在するということになります。このラドンは半減期は短いので数日でなくなってしまうものなのです。これは例えば花崗岩とかそういった岩石に含まれておりまして、コンクリートの建物では当然このラドンがコンクリートの壁から出てくると、それによって被ばくするということになります。あるいは大理石とかそういったものを建物に使っているということになりますと、そこから出てくるウランの娘核種のラドンを人が吸入して被ばくします。この被ばくというのはけっこう大きくて、ここで書いてありますように日本で0.48ぐらいというふうに言われております。世界でもっと高いところがいっぱいありまして、そういったものを含めてやりますと自然被ばくというのがだいたい世界平均で言いますと2.4ぐらい、日本で平均を取りますと1.5ミリグ

らの線量になります。宇宙線の被ばくというのは、飛行機でニューヨークに行くとか高度が増すという状況では宇宙線による被ばくが増えるということで、だいたいニューヨーク、東京を往復すると0.2ミリシーベルトぐらい被ばくする。また医療で、例えばCT スキャンをやれば10ミリシーベルトぐらい被ばくします。これはどうしても生命を維持する健康上のために必要なもの、あるいは胃のX線なども当然必要ですのでそういったものでも0.1とか0.5とかそのぐらいの数値で被ばくするということになります。以上が自然放射線なのですが、われわれは実は戦後ずっと60年代から大気中で核実験が世界各国で行われておりまして、それによってフォールアウトとしてセシウム137とストロンチウム90などが大量に世界中にばらまかれています。わが国でも、1963年の東京のデータですけれども1年間に1平米当たり2,000ベクレルぐらいの降下量、ストロンチウムではその半分ぐらいの1,000ベクレルぐらい落ちてきています。いろいろなところで落ちてきています。半減期が約30年ということですので、実はセシウム137とストロンチウム90の環境中の放射能というのは、それが起因となつてずっと残っています。これに関して、福島から出たものと核実験で出たものを区別することはできません。まったく同じということです。全国平均で言うと30年以上たっていますから、核実験によるセシウムというのは若干地下深いところに移動しているという状態ですので、そういう状態で例えば日本海側で測ってやると1グラム当たり数十ベクレルぐらいの濃度で存在するということになっています。セシウム137と134についていろいろあるのですが、セシウムについては実はストロンチウムと比べて体内に入った場合の生物学的半減期というのは、入ってから体外に出るまでの時間というのは物理的半減期と同じように生物学的な半減期というのが定義されています。セシウムの場合ですと2日から100日ぐらいで半分ぐらいに減るということです。ストロンチウムに関しましては、その半減期が49年ということで、ストロンチウムを摂取した場合はすごく影響が大きいということになります。セシウムの場合は、その影響はストロンチウムに比べてずっと低く、より早く体外に出るという傾向があるということで、セシウムで被ばくとして重要なものは外部被ばく、要するにセシウムから出るガンマ線を受けることによる被ばくが一番重要ということになります。それが今回の福島の事故で出たもののセシウム、今回の廃棄物の持っている特徴ということがいえると思います。説明は以上で終わりたいと思います。

司会：ありがとうございました。それでは大迫委員にもご説明をいただきたいと思います。よろしく
お願い致します。

大迫委員：国立環境研究所の大迫と申します。私の方は廃棄物処理を専門としておりまして、今回の問題が起こってから4年余たちますけれども一貫してこの廃棄物処理における放射性物質の挙動に関してさまざまな研究開発をしております。私の方からはお手元の資料のスライドの15番を開いていただいて、焼却の安全性ということに関して私どもがいろいろと調査したデータ等も今

日紹介していただいていますので説明をさせていただければと思います。今回指定廃棄物の長期管理施設に併設していろいろと牧草とか腐敗性の有機物など今保管されているものを、できるだけ焼却して安定化して一番の目的は体積を減らす、それから重量を減らす、こういう形で量を減らすという形にしていくということが必要になっています。焼却施設といいますとどうしてもいろいろとご心配をされる向きがあるというふうに思いますので、私どもはこの4年間の中でさまざまな研究をしてきましたけれども、それにより放射性セシウムの挙動というものが明らかになっています。これは焼却炉の絵になっていまして左側の方から牧草等の有機物が入ります。ここが焼却の炉になっています。ここの温度は850度という高温になっています。この850度の高温のところでは放射性セシウムはだいたい7割ぐらいは気化して排ガスの方に移行するのです。3割ぐらいはこの残った残灰の方に移行するというような結果が平均的には出ています。やはり心配なのは排ガスの中にある放射性セシウムがどのようになっていくかということです。排ガスは大気に放出される前に冷やさなければいけません。冷やすというのは、これは実はダイオキシン対策の時にできるだけ早く冷却することでダイオキシンが生成しないようにといういろいろな施設の技術開発等が行われて、そういう設備がすべからず今付いているわけです。冷却されないと気化した放射性セシウムは固体になります。固体で粒子状の煤じんになるのです。その煤じんをこのフィルターでこし取るということです。フィルターはきめ細かなろ布が付いています。だいたい粒子の粒径は平均でいえば10ミクロンメートルぐらい。10ミクロンというのは皆さん物差しを目盛りで言うと1ミリというのはだいたい目で見て分かると思うのですが、さらにその100分の1ぐらいの小さな粒子になります。そうしますとこういう小さな粒子をフィルターで取れるのかというようなご心配があるかもしれませんが、ろ布が極めてきめ細かですし、それからできるだけ小さなものをこし取れるように最初にこのきめ細かさをさらに増すためのコーティングがされたり、それから煤じん自身がどんどん付着していきまると煤じんが厚みを持ったフィルターの役割をして、0.何ミクロンというところまで粒子状の物質をこし取るということができるようになります。こういった形でこし取ったものが大気に放出されるということになります。次のスライドをお願いします。これが、私どもがこの問題が起こった当初の1年間程度、特に濃い濃度のものが燃やされている福島県内の焼却施設を中心に調査した結果です。こちらの一番左側の方に先ほど言ったバグフィルターというフィルターの前のところの濃度が記されています。これはベクレル/N立米ということで1立方メートルあたりに何ベクレルぐらいの放射性物質が入っているかということです。それからこちらが出口の濃度、これは134のセシウムと137のセシウムになります。ご覧になって分かるようにこのほとんどの出口濃度は検出下限未満と。実際は基準値がございまして規制値においてはこの134が20ベクレル、それから137が30ベクレル/立米というような数値になっていまして、そもそもこの出口濃度で濃度が1,000分の1未満になっているというような状況になっています。こういった形で入口と出口から除去率を計算しますと99.9%以上は除去されているという結果が出ておりまして、こういっ

たデータが数多くその後も蓄積されておりますし、またこういう丁寧な入口、出口の除去率の調査ではありませんが、排ガスのモニタリングデータというのは、東日本のほぼすべての施設でデータを取っておりますので、そういった中でもこの検出下限未満という状況ですので、これはダイオキシンの対策技術というものが今回のセシウムには大変に有効に機能したと。これは、われわれもいろいろな理論的な検討しておりますけれども、ダイオキシンよりもだいたい1億分の1とか10億分の1ぐらいでしか気体になりえない、つまり固体としてはほぼ完全に存在し得るということで、そういった粒子状のもののフィルターでの除去が可能だということがあります。いずれにしてもこのフィルターが健全に機能しているかどうかということモニタリングしながら、またメンテナンスで破れてないかということを確認しながらやっていくということが大変重要ですので、維持管理も含めたこの排ガス処理ということの重要性ということをご理解いただければというふうに思います。以上です。

司会：ありがとうございます。それでは続きまして県内における一時保管の現状につきまして環境省関東地方環境事務所の箕輪からご説明を申し上げます。

箕輪統括官：皆さんこんばんは。環境省関東地方環境事務所保全統括官をやっております箕輪でございます。よろしく願いいたします。私の方からは先ほど冒頭の説明にもありましたけれども、今、指定廃棄物は、栃木県内に分散して保管をしております。その保管の状況についてなかなかご説明する機会がございましたが、今日ほどのような場所にどのような形で保管されているのかをご紹介していきたいというふうに思います。資料につきましてはお手元に一時保管の現状という資料をお配りしてございます。また画面の方でも併せてご紹介していきたいと思っておりますし、併せて今回一時保管者の方々にお話を伺うことができましたので、その映像をご覧いただきたいと思っております。なお資料や映像について、保管者の方また保管場所が特定されないようにつくっております。その点についてはご理解をいただければというふうに思います。それでは座って説明をさせていただきます。まず私も関東地方環境事務所でございますが、当事務所においては県内各地に分散して保管しております指定廃棄物、これをすべて定期的に訪問致しまして、保管状況について問題がないかというのを確認をしているところでございます。では、実際一時保管場所、どのような場所に置いてあるのか、またどのような形で保管しているのかを見ていきたいと思っております。こちらは県内の焼却施設、また下水の処理施設の保管状況でございます。ちょっと分かりにくいのですが、テントの中に指定廃棄物が入っております。ちょっと見にくいのですがその前のページに戻っていただきますと、こういう丈夫な袋の中に焼却の灰ですとか汚泥などを入れて飛散をしないようにしてございます。あと、この施設の場合は周りにコンクリートの壁を使って放射能が漏れないようにしているというところでございます。これが先ほど見ていただいた丈夫な袋、この上にシートをかぶせて、なおかつテントをかぶせて雨に当たら

ないような形にしております。こちらについても同じようなものがこのシートの下に入っておりまして同じようにテントで保管しています。またこちらはこのテントに人が入らないようにバリケードを作って放射能の影響がないような形での措置をしているというところがございます。このような焼却施設また下水の処理施設といった公共的な施設でございますが、一方で、栃木県の場合、農林業系の指定廃棄物が6割を占めております。これらについては農家の方々の敷地内に保管をしていただいているというところがございます。こちら黒いシートで覆われて中身が分からないのですが、この黒いシートの中は先ほどの公共施設で見ていただいたような丈夫な袋の中にやはり牧草ですとか稲わらを入れている、またこういう白いロールがよく牧草地で見られると思うのですが、こういう形で飛散をしないように処理をしましたものが、このシートの中に入っております。さらにそのシートの上に土をかぶせて放射能が漏れ出ないように、さらに雨に濡れても大丈夫なように黒いシートは遮水シートですが、遮水シートで覆って中のものが雨に濡れないような形で保管をされているという状況でございます。このような形で畑なり牧草地の片隅、これは農家さん個人の所有地の一部をこういうふうな形でお借りというかその中に廃棄物を保管しているという状況でございます。また広い牧草地などをお持ちの方はそういう牧草地の片隅に置くことができるのですけれども、なかなか土地が確保できないという場合は、建物の近辺ですとか道路の近辺に置かざるを得ないというようなことがございます。この後に保管者の方の声をお聞きいただきますけれども、やはり本来は牧草地、畑として使っていたところが使えないというところでなんとかしてくれないか、また家の近くにあるということで放射能が出てないということで安心ではあるのだけれども常に気掛かりであると、そういうようなお声を頂いているところがございます。さらに最近では、やはり栃木県内でも突風というか竜巻みたいなものが起きてそういう自然災害の被害が心配だというお声を聞きます。こちらに写真を2例お示したのですが、左側は本年3月なのですけれども冬の時期に突風が吹いてこの遮水シートがはがれてしまった。実際には、土で遮へいしておりますので放射能が出るということはないのですけれども、やはりこういうような事態が起こり得るということ。右側は昨年2月です、皆さまのご記憶にもあるかと思いますが大雪がこちらの方面で降っております。保管物を覆っていたテントの屋根が大雪の重みで耐えられなくなって落ちてしまったというようなことが起きています。こういう形でやはり一時的な保管というような形の施設でございますので、こういう自然災害に対する若干の弱さというものがあるのかなというふうに考えています。こちらについてはすでに改修等の方は実施をしているというところがございます。では、ここから実際こういう一時保管をされている、指定廃棄物を保管している方々の声というのを映像に撮ってございますので、お聴きいただきたいというふうに思います。

《以下動画》

保管者A：約4年保管になります。大型土のう袋にその内容物を入れまして、その周りを土のう

で固めて、さらに遮水シートで覆って完全に漏れない形にはなっています。以前は原料を置く場所でした。そこをちょっとつぶしてこういうものを置くことになって原料を置く場所もなくなってしまいましたし、仕事上にも差し支えは出ています。やはり常にこの指定廃棄物があるというの、自分が現状これを管理しているということもあるので常に気掛かりで、そういう部分の気持ちの負担というのはけっこう大きいですね。本当に安全なのかとかこの中のものをどこかに持って行ってしまっているのではないとか、そういうふうな問い合わせとかいろいろありましたし。あとネットとかでもそこまで言わなくていいのではないかなというようなこともいろいろ言われまして、いつか本当にノイローゼみたいになったことがあります。ここにある限りは営業に影響も出ますし、1日でも早くなくなってほしい。この状態というのもほぼ安全な状態では保管されているのですけれど、もっと安全な状況のもと保管されて皆さん心配ないような状況で保管してもらいたいと思います。

保管者B：こういう黒いビニールで覆われていますから遠くの方から見るとあれは何だということで不審がられるということはありません。特に苦労したということはないのですが市の担当者とか何かの方がきちんと管理してくれていますので適宜見回りとか、それから周りの手入れなどもしてくれますからそういった不安な点はないのですが、いや、やはりこういう代物ですからなければいいなという気持ちはもちろんあります。いつまで置くのかなとあります。処分場ができればこれは持っていくのだろうなという期待感はあるのですが、今の状況を見るときなかなかどこにという決定がないものですから仮置き場といっても何十年ぐらいの仮置き場になってしまうのかなという心配はあります。

保管者C：原発の後にその年すぐもう食べさせることができないということになったので全部それを取りあえず収穫して1カ所に集めておいたのです。だからその年の5月の末ぐらいからここにあります。ここはけっこう冬になると吹き下ろしの風が非常に強くてこういう草の保管したやつもひっくり返るほどの風が吹いてしまうのですけれども、このビニールももう2回ぐらいはがされて、ちょっとはがされてすぐ連絡はするのですけれども、だんだん一気に風で、去年なんかはもう全部はがれてしまって、すぐ見つけて連絡はしました。ここにたまたま空いているように見えるかもしれませんが、ここも一応農地なのでここも作物をつくれるところなのですけれども、これがあるがために何もつukれないというか、むしろつくってはいけない場所になってしまったので、早くなんとかここをきれいにしてもらわないと困ります。

箕輪統括官：このように私どもはほかにも点検をする中でいろいろなお声を聞きますが、共通する言葉としてはやはり早く持って行っていただきたいと。ただ新たな施設を造る上で今難しい問題がたくさんあることは分かっているし時間がかかるかなと。ただ問題が解決するまではなんとかこのまま置いておいてもいいよと。ただいつまでも永遠にというわけにはいかない、なるべくなら早く持って行ってほしいと、なかなか苦しい胸の内なのかなというふうに思っております。私ど

もとしてもこのような状況をなるべく早く改善していきたいというふうに考えてございますので、よろしく願い致します。以上で私からの説明を終わります。

司会：第一部、環境省からのご説明は以上でございます。引き続きまして第二部ということで質疑応答、意見交換に移ってまいりたいと思います。会場の皆さまでご意見、ご質問のある方はまず手を挙げていただきまして、そうしましたらこちらからご指名を致します。その後こちらからマイクをお返し致しますので、その後ご発言をお願いできればと思います。なお、本日多くの方々がご参加いただいておりますので、できるだけいろいろな方からご意見、ご質問を頂きたいと考えております。大変恐れ入りますけれども、お1人につきなるべく1問ということで、またできるだけ簡潔にお話しくださいようご協力をお願いできればと思います。また本日指定廃棄物の問題解決をテーマとしたフォーラムですので、ぜひその中身に沿ったご意見、ご質問をお願いできればと考えております。それではご意見、ご質問のある方、手を挙げていただければと思います。どうぞ。それでは中段、真っ先に手をお挙げになった茶色い服と白いセーターをお巻きの女性の方。

参加者：先ほどから聞いていると何か栃木県の廃棄物はとかわられるのだけれど、まるで私たちが出したようなことを感じてしまうのです。ましてやああいうのを聞かされて何か私たち悪いことをしたのかなという気持ちになってしまいます。それで栃木県はどちらかというと被害者ではないだろうかと思えます。福島は今復興しているから迷惑を掛けられないって言うけれど、あそこの何十年も住めない所はどうなんですか。あそこは調査されたんですか。私たちは福島県の人たちに、どけ、どけって言ってそこへ持っていけって言うつもりじゃないんです。何十年も住めないような土地があるじゃないですか。どうして何年も何年もこっちに負担を掛けるんですか。私たちだって、うちは平出の端のほうなんですけど、近所で放射性物質を燃やしているんです。それこそ毎日毎日不安ですよ。市役所は平気だ、値は大丈夫だって言うけれど、私たちだってすごく負担が掛かっているんです。福島の人たちには負担を掛けちゃ悪いって言って、私たちには負担を掛けてもいいんですか。福島の人たちは補償をもらっている、私たちは補償が何にもない。それでいいんですか。私たちは被害者じゃないですか。そうじゃないですか。皆さん、あそこの土地を調べるのが怖くて嫌なんじゃないんですか。あそこで工事をしようと思っても工事をする人がいないんじゃないんですか。何十年も住めない土地があるじゃないですか。福島県の人たちにどけって言っているわけじゃない。負担を掛けろって言っているわけじゃない。何で私たちばかりに負担を掛けるのか。栃木県は隣にあっただけで被害者じゃないですか。そこのところをどう思っているの。私たちは何も補償がないですよ。うちの所は燃やしているんですよ。それから宇都宮はまだ何箇所も、大王製紙とか何とかもいわきから持ってきた廃棄物のあれを燃やしているんですよ。うちらはそれだけ負担が掛かっているんですよ。それなのにまだ負担

を掛ける。それでああいうものを見せて、私たちが納得してあげなきゃいけないみたいな。ああいうものを何で流すんですか。当たり前じゃないですか。何で4年もほったらかすんですか。そっちのほうの問題。安心、安心って言うけど誰も信用しません。今の政府の言うことは何も信用しません。私は資料も見たくない。ああいうもの、セルクリーンでも見せられましたよ。バグフィルターがどうだこうだ。でも出ていますもん。放射性物質が出ていますもん。市役所もそれを調べていますから。だけど値を全然違うようにしちゃう。私たちがいったい何をしたっていうんですか。一生懸命に私たちも我慢しているじゃないですか、放射能をかぶって。福島の人と一緒にじゃないんですか。終わりです。

司会：まとめますけれども、まず福島の帰還困難区域といいますか、ああいったなかなか人が帰れない地域についてそこを調べていないのか。そこをなぜ候補地としないのかといったご意見、それから、福島と栃木と、栃木についても被害者にもかかわらず福島については負担を掛けてはいけない、栃木については負担を掛けてもよいと思っているのかどうか。それから、セルクリーンとおっしゃったかと思うんですが、近くに放射性物質を含んだものを燃やしていらっしゃる所があるけれどもそれは大丈夫なのか。そういったご意見、ご質問かと理解いたしました。それでは、回答をお願いいたします。

室石参事官：それでは私のほうから3つ回答をいたします。座って申し訳ありません。まず帰還困難区域についてどうかということでございます。帰還困難区域といたしましても、主にいえば一番線量の高いのは大熊あるいは双葉ということになるわけですが、そういった所についても帰還をされたいという意思を持った町民の方がいらっしゃいます。そういった方々がいる以上、私どもはその意思を尊重して、そこはいつかは住むべき土地ということで考えておるところでございます。ちょっと私の聞き方が悪かったかもしれませんが、福島の方に負担を掛けていないんじゃないかと、そういうふうには私は受け取りましたけれども、福島県においても、まず1つは旧警戒区域、避難指示区域といったような所について、それぞれの町・村、大熊と双葉はまだ計画ですけれども、仮設焼却炉をそれぞれの市町村ごとに造って燃やしています。がれきとか、あるいは農業系の廃棄物とか、そういうのを燃やしています。その燃やした灰については、福島の、これは富岡のほうに存在するエコテッククリーンセンターという既存の最終処分場がございますので、そちらに持っていくということで、福島県の中に最終処分場を設けてそこに焼却灰を持っていくという計画をしております。ということでございますので、福島県は福島県で県内処理をきちんと行っていくという動きをしておるところでございます。3点目について、すみません、私、よく存じないんですけれども、焼却炉できちんと燃やしているということであれば、先ほど大迫先生からも説明がありましたように、既存のバグフィルターが付いていればきちんとセシウムというのは除去できると。もともとダイオキシン対策でもって、焼却炉については、焼却によ

り発生するガスを急速冷却してバグフィルターを通すというシステムというのが既に出来上がっておりますので、そういう意味では問題ない排ガスを出しているというふうに考えております。当然測定もされておられると思っております、そういう施設であれば大丈夫だということを申し上げたいと思います。以上です。

参加者：私は、福島に負担を掛けていないんじゃないかと、今さっき、福島にこれ以上負担を掛けられないって言われたから、だから言ったんです。負担を掛けろって言っているんじゃないんです。私たちは負担が今掛かっているのに、まだこれ以上やるのかと、それだけです。

室石参事官：それでは追加で申し上げたいと思いますけれども、先ほども申し上げましたように福島は福島で、福島県内で一カ所処分をしていくということで燃やして最後まで処理をするということをしておりまして、栃木県は、量は違いますけれども、先ほど冒頭でありましたように全体で1万3,000トンぐらいの指定廃棄物、栃木県内にあるものを燃やせるものは燃やして、そうでないものはそのままというかたちで長期管理施設のほうに持っていきたいという意味では、福島と同じです。同じといっても福島は10倍量がありますので、福島のほうははるかに負担は大きいかもしれませんが、私どもが指定廃棄物の処理をしたいと思っていることについては同様のことをやらせていただければというお願いでございます。

司会：それでは、ほかの方にまいりたいと思いますけれども、奥の方が手を上げていらっしゃるの、一番通路際の、今、お手を上げていらっしゃる方、お願いいたします。

参加者：今のお話から続くんですけども、福島県の富岡町のエコテックっていうのは帰還困難区域じゃない所にある施設なんですよ。民間の施設で、栃木県に造ろうとしている施設よりも、もっと安全性が低いような施設でやろうとしているというふうに聞いています。地元の人たちからも不安の声があがっていると聞いています。福島県の皆さんでもそういう心配があって反対の声があがっているわけですよ。誰がいったい福島の人たちに負担を掛けているのかなってすごく疑問に思うんですよ。福島の人たちでもそういう思いなんですから、やっぱり栃木だって同じなんです。今おっしゃった方と私も気持ちは同じなんですけども、この間知事も「栃木県は原発の被災県だ」というようなことを記者会見で言っていたと思うんですよ。ですから福島県だけがっていうのはちょっと違和感を感じます。それともう一つ質問させていただきたいのは、今日の資料の中で24ページに、栃木県でどういうふうに詳細調査地を選んだかというのが出てくると思うんですけど、この中で、栃木県の場合は市町村長会議で決まりましたというような言い方になっているんですが、この会議っていうのははっきり言って県民に公開されていた会議でもありませんし、この会議の中で市町村長の人たちが皆さん納得して出た結果をもって今のこの議

論がされているとはとても思えないんですよね。議事録等も、ネットにアクセスできる人は見ていると思うんですが、4回目の会議の中で、やっぱり集中管理をすべきだとか、そういったいろんな意見が市町の中からも出ていたにもかかわらず、1回目・2回目や、あとアンケートではそのような意見が出なかったからということでもう強引に持っていかれたような感じが議事録を読むとします。最終的な市町会議のときでも、この会議をもって決めたというような言い方をしないでほしいということを県北のある首長さんもおっしゃっているんですよね。ですから、この会議ですべてが決まったというふうにはとても思えませんし、県民に対してもそういった議論の場も与えられないままこのような結論ありきの説明会を開かれるっていうのはすごく納得がいきません。そのへんについてどのように環境省は考えているのかお答えください。

司会：福島を特別扱いしているのではないかといったご指摘と、それから市町村長会議の運営ですとか、その結果の取扱いについてといったご質問だったと思いますけれども、それでは回答いたします。

室石参事官：また、私のほうからお答えをいたしますけれども、栃木県も被災県であるというご意見はまったくごもっともだと思います。福島だけが被災県ではないというふうにわれわれも認識しております。ですから先ほども申し上げましたように、福島県でも一カ所処理、栃木県でも一カ所処理、宮城県でも一カ所処理ということで同じようにやらせていただきたいと思うわけです。先ほど栃木より安全性が低いのではないかとのご指摘もございました。福島のほうで造ろうとしている処理先のことについてだと思うんですが、これについては6月の初めに環境大臣のほうに福島県庁に赴きまして、民間の産廃処分場をそのまま使わせていただくということで話を進めてきておったんですが、それを国有化するというところで、国が全面的に責任を負うということをご地元のほうにお示ししたところがございます。これが最新の状況でございまして、それに対して栃木の場合ですと、最初から国直轄で処理施設を国の責任でつくらせていただきたいということがございます。2点目のご質問にも関わる内容なんですが、市町村長会議では4回の議論を経て、またその議論の間にもご意見をいただくようなこともしながら、最後に司会をやっていた当時の政務官が確定させていただくということで終わらせているんですが、あくまでそれは市町村長会議で確定はさせていただいておりますけれども、最後にこのやり方で詳細調査の候補地を選定して、あくまで候補地ですけれども選定していくというふうに決めたのは国です。責任は国にあるということがございます。市町村長会議で確定した内容を国の責任をもって最終的には詳細調査候補地の選定手法を選んだということがございます。冒頭、清丸のほうからも、前政権のときのいきなり矢板に提示したというような反省を踏まえて、できるだけオープンなやり方、それから科学的なやり方を取っていくということで今回やらせていただいたということがございます。また、確かに市町村長会議は一般傍聴を許した会議ではなかったんですけれども、一応記

者の方たちには、ずっと聞いていただくという形式を取っておりましたので、そういう意味では毎度毎度報道等はされていたと。それから先ほどもおっしゃっていましたように、議事録を公開しているというところがございます。私からは以上です。

司会：それではその他のご質問をお受けしたいと思います。一番あちらのブロックにまいるしたいと思います。その方、恐れ入ります。

参加者：前回に続いて矢板から来ました。私は塩谷町の出身なのですが、幼友達にこの間電話をしまして、どうなっているんだという話を聞きました。そうしたら、福島県の人々はみんなかわいそう、かわいそうと言うけども、原発を誘致して政府から膨大な地域振興費、いわゆる予算をもらっていたんだと。だから原発を2カ所もつくったんだと。栃木県のほうには一銭も来ていなかったんだと。今回この事故があつて栃木県のほうにもずいぶん放射能が飛んできた。結局福島県の人たちが政府から地域振興費として予算をもらったそのツケが栃木県に来ているんだというような話をしていました。その友達が言うのには、今回の場所についても、塩谷町も年々過疎化して人口が減っていると。だから逆に、予算をいっぱいくれるのであれば場所がもう少しいい所であれば反対しなくてもいいんじゃないだろうか。高原山の上のほうなものですから、一年中を通してほしい北風だと。そうするとそこに焼却炉を造られれば、毎日われわれはそこから廃棄物の煙を吸って生活するような状態だ。これでは塩谷町の人がみんな反対するのは当たり前じゃないだろうかというような話をしていました。だから決して塩谷町の人でも直接生活に関わりがないのであれば何でも反対だと、逆に地域振興費がいっぱいもらえるのであれば、場所がもう少し、ほかの人たちからすれば利己主義っていわれるかもしれないけれども、下流のほうだとか、上流のほうで水が流れてくるとかそういう恐れがあるけれども下流のほうだとか、あるいは風下のほうだとか…。利己主義といわれるかもしれないけれどもそういう方向で、そしてしかも地域振興費をいっぱいもらえるのであれば、その予算で塩谷町の進行を何とか過疎から脱却できないだろうかというような話をしていた方もいました。福島県ではどのぐらいの地域振興費というのを県あるいは各市町村がもらっていたのか、それをお聞きしたいと思ひまして今日参ったわけです。沖縄なんかの場合でも軍事費があるおかげで、前の知事さんが「飛行場をつくってくれ」って言えば「はい」と安倍さんが造った。これは新聞でもテレビでもやっています。前の知事さんは最初は反対だったんだけど、辺野古を推進しました。やっぱり予算の関係で福島県では原発を2カ所も誘致したというのは私も納得いくような気がするんですね。だからどのぐらいの地域振興費が投じられたのか。

司会：今のご質問は、福島原子力発電所をつくる際の振興費がどのぐらいあったかといったご質問でしょうか。

参加者：はい。原子力を造るときだけじゃなくてその後、現在もかなり、今度の事故が起きるまでも国の予算が福島県は特別支出されていたと。今まで政府の政策に協力していたから、福島県の場合には非常にえこひいきっていったらおかしいかもしれないけれども、有利な、いわば温かい目で見られていると。廃棄物処分場についても、栃木県では最終処分場なんですけれども、処分するものが違うかもしれないけれども、福島県の場合には中間処分場ということで30年たつたらばどこかへ持っていくんだということですよね。栃木県と福島県とでは内容が違うかどうかそれは分かりませんが、処分場を造るにしても、向こうでは中間処分場で30年後には動かし、栃木県は永遠にそのままという最終処分場だと。やっぱり福島県は原発に協力したということで政府のほうでもえこひいきなんじゃないのかなと。私の幼友達はそういうことを言っていました。だからどのぐらいの地域振興費が福島県に出たのかお聞きしたいと思います。

司会：まとめさせていただきます。福島の原発を造るときの地域振興の話と、それから震災後のそういった補償的なものかと思えますけれども、今日それが分かる者が来ているかどうかですが、いかがでしょうか。

室石参事官：今ご質問がございました地域振興の関係でございますが、原発で地元に残っていたお金というのは私のほうでは把握しておりません。申し訳ございません。ただ、今日ご説明の指定廃棄物ということでいけば、先ほど申し上げましたように、福島県内でいわゆる対策地域内と呼んでいる旧警戒区域の中で仮設炉をどんどん造って処理をしている、そしてそれをエコテッククリーンセンターのほうに持っていきこうとしている計画があるということをお知らせしました。それに沿って申し上げれば、仮設焼却炉を市町村ごとに造っておりますが、それに関して振興費というのはまったく出しておりません。それからエコテックについては先ほど申し上げましたように、最新の段階として私ども、国有化をさせていただきたいといったことをお知らせしました。そこでとどまっております、具体的な金額とかそういうお話にまだ至っておりません。しかしながら、私ども、福島県以外の5県についてですが、予算措置として、5県50億という予算を枠として計上を昨年度からさせていただいているというところです。ご承知のようにこういった進捗状況でございますので昨年はそれは使われず、今年も同じ額を枠として取らせていただいておりますけれども、今のところ使っていないという状態でございます。

司会：それではその他の方からのご質問をお受けしたいと思います、では先ほどから手を上げていらっしゃるジャケットを着ておられる方、お願いします。

参加者：ありがとうございます。私は塩谷町に住んでおります。塩谷町の住所は上寺島でございます。

現在、指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地に一番近い標高750メートルの所でカフェレストランを運営させていただいております。この約11カ月、われわれ塩谷町民はいろいろなかたちで環境省さんにもいろいろなお願いをし、質問をし、それに対していろんなやり取りをさせていただいていますが、まず最初に、今ご意見があった地域振興費とかそういったことに関して、われわれは一切お金でその場所を変えてほしいということは一人たりとも申し上げておりません。ですからお金の問題ではないです。塩谷町はご承知のように、尚仁沢湧水をはじめとして候補地の西荒川地区、そういった自然有地の地区、ここは国立公園の一部、高原山が入っていますけれども、そういった意味でわれわれは、自然というものがわれわれの最大の財産だと考えております。皆さん、そう思われませんか。そうした中で、私は3点だけ絞って申し上げたいと思います。まず第1に、これは私は最初から申し上げておりますが、地元の高原山は、ご承知のように気象庁の認定した全国110の活火山のうちの1つであるということでございます。選定経緯の中、われわれもだいぶ詳しく拝見させていただいて、火山については47のAランクというか、それについては指定除外をしているということではありますが、われわれは自然にとって非常に小さな存在であり、ご承知のように、今、全国の火山があちこちで活動が活発化していると思いますが、この高原山だっていつどうなるか分からないということをもまず認識していただきたいと思っております。だからこそ詳細調査をするんだというふうにおっしゃるかもしれませんが、そういったかたちでの詳細調査でこの大きな自然の高原山の火山の状況が本当に判断できるのでしょうか。非常にそこに疑問を感じざるを得ません。いかがでしょうか。われわれは実際地元に住んでおりますので、火山性のドンと突き上げるような地震を感じる時も実際にございます。これは気象庁のデータの中でマグニチュード2以上のもので見ますと、北緯・東経の中で実際に高原山中で震源を持ったそういった地震もございます。これは現に住んでいるところの人間にしか分からないです。大型ダンプのトラックが通ってドンとするような感じ、こういうものもあるんです。そういったことについてもぜひご理解をいただき、100年先を考えたときに本当にこの場所でのいいのか、そういったことをぜひ検討いただきたい。よく考えていただきたいというふうに思います。第2点目は、パブリックオピニオンといいますか、やはり民意ということについて環境省の皆さん、政府の皆さん、有識者の皆さん、ぜひ考えていただきたいと思っております。既にご承知のように昨年12月の衆議院選挙では、指定廃棄物処分場反対を唱えられて当選をされています。それからこの前の4月の県議会議員選挙では、日光、それからさくら市・塩谷郡地域、それと矢板市、いずれも指定廃棄物処分場反対、白紙撤回という候補の方たちが全員当選されています。特にさくら、塩谷町、それから矢板については投票率が60パーセントを超えております。県全体の平均投票率が44パーセント強ですから、約20ポイントの差がありますよね。これこそまさに民意の反映ではないでしょうか。そういう高い投票率の中で、高いといってもただか60パーセントかもしれませんが、全体の平均よりもはるかに高い中での民意の総意であるということをよくご理解いただければと思います。そしてその民意の中で、指定廃棄物については一カ所

に集中管理するべきだという考え方が中心です。皆さん方は特別措置法およびその基本方針に基づいて粛々と作業をされ、各都道府県の処理という前提で今仕事を進められていると思いますけれども、厳密に言えば東京都や埼玉県でも本来やらなければいけないはずなんですけれども、そういうことも含めてぜひ特措法の基本方針についての見直しということ、皆さん方、官僚の現場のレベルから閣議のほうに、政府のほうにむしろそういう意見を言うていただく、そのぐらいのかたちでの気概を持ってやっていただきたいというふうに思います。3点目を手短に。もう一つは非常にあいまいなんですけど、皆さん方の良心、良い心という良心に問いかけたいと思います。皆さん方はやはりそういう立場の中で国民を守り、特に環境省は自然を守り、国民の健康を維持し、そういうお役所だと思います。ですからそういう中で今言ったような指定廃棄物の最終処分場候補地というものを本当にご自分の心に問うていただいて、本当にこういうかたちで進めていいのかということ、再度お願いしたいと、考えていただきたいと思います。ヒーローというのは強きをくじき弱きを助けるというふうに、われわれは月光仮面とかそういう世代なんですけれども習ってきました。今の進め方はどう考えても強きを助け弱きをくじくという方向でしかないようにわれわれには感じられます。ぜひ再考をお願いし、基本方針の撤廃、計画の再度見直しということをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。高原山が活火山である点についてどう考えるかということ、それから民意を反映すべきである、一カ所集中管理という観点、それから基本方針の見直しを考えるべき、そういったご意見でしたけれども、回答をお願いします。

室石参事官：4つプラス、一番最初におっしゃっておられた地域振興費などが欲しいわけではないというご意見は大変ごもつともだと思います。私、先ほど福島の場合も出しましたけれども、福島のほうもまずは安全・安心ということをご理解いただくということが一番最初であると思っておりますし、今の段階でそういったことがまったく言える状況ではないというふうに思っているということを繰り返して申し上げさせていただきたいと思います。まずは安全・安心でご納得いただくところが肝心かというふうに、私どもも思っております。そのうえでまず高原山が活火山ではないかということで、ご質問された方もおっしゃっておられましたけれども、詳細調査のほうできちんと調べていきたいということと、それから、もうご承知のように私どもも選定過程の中で47の除外をしているということは申し上げておきますけれども、詳細調査においてきちんと調べていきたいと。確かに最近地震学・火山学が進歩しているようでございますけれども、分からないことも多いというのはごもつともなご指摘だと思います。できるだけこの調査をしたいというふうに思っております。それから2番目として、パブリックオピニオンをどう考えるのかという点。選挙などで既に何か結果が見えているのではないかと、そういうご指摘かと思っておりますけれども、私ども、今日は「迷惑施設」という言葉を使っていなかったかもしれません。

ただ、やはりこれはごみ処理施設なんですね。ごみ処理施設であり、かつ指定廃棄物というごみの処理施設ということで、ごみ処理施設自体が別に放射性を帯びていなくても迷惑施設であるということは重々承知しております。そういう意味で、焼却炉にしても埋立地にしても、全国どこで造ろうとしても、通常的生活ごみであってもなかなかご理解を得られないものですし、反対運動が起きるものです。ただ、必要なものは造っていかねばいけないという考え方の下で恐らくずいぶん昔から「江東区のごみ戦争」という言葉もありましたし、全国各地でごみのいろんな紛争が起こっているんですけれども、そういう中でも必要なものは造っていくという中でご理解をいただきながら造ってきたのかなど。そういう意味で、この指定廃棄物の持っていき先というのもやはりなくてはいけないものだということで、私どもとしてはぜひご理解をお願いしたいと。反対は重々承知のうえでご理解を賜るよう努力を続けていきたいというふうに思っております。それから基本方針の見直しをしないのかと、そういうことかと思えます。これについては私ども、先ほども申し上げましたように、一県一カ所という方針の下で粛々とやっていかせていただいているということでございます。そこについてはぜひご理解をお願いしたいと。4つ目の良心という話と多分同じようなことかなと。自ら悟って自ら行動しろというお話かもしれませんが、私自身、本当にこれでいいのかということは何度も自分自身に問いかけておりますけれども、やはり通常のごみも出た所で処理をしていくという考えの下で処理をされているのが普通だと思います。最初のご質問、ご意見を出された方が、これは降ってきたものではないかと。被害者である、被害県であるということも大変ごもっともなんですけれども、くつついたもの自体はご地元で出てきたごみであるということもまた間違いないものであります。農業系の牧草にしても、あるいは下水汚泥にしても、付着している本体のほうはご地元で出たごみということでございますので、そういう意味で、発生した場所で処理をしていくということでやらないとなかなかうまくいかないだろうなというようなことを、私自身は思っております。すみません、私見も挟んだお答えになってしまっておりますけれども、以上でございます。

司会：それでは一番前にお座りの白いシャツを着た方、お願いします。

参加者：ありがとうございます。壬生から来ました。今日先生方のお話を伺ってしまして大変安心だ、安全だということで説明してくれまして、そうなのかという感じで聞いていたんですが、それでしたら提案したいんですが、栃木県の福田富一知事も宇都宮市長もこの廃棄物に関しては前向きなんですよね。この裏に八幡山公園というのがありますが、ここは戦時中地下に飛行機の工場があったんです。地下壕に工場があって、入り口は埋めてありますが中の空洞はたくさんありますから、地下に造ったらいかがでしょう。裏には使われなくなった焼却所があるんですよね。2年弱ぐらいで壊してしまう焼却所を山の中にわざわざつくるよりも、既存の使われなくなった焼却所にバグフィルターを付けて、そこで焼却したやつを八幡山の地下に処分するっていうのはいい

かがでしょう。そのほうがアクセスも、道路をわざわざ山の中に造るよりも経費も工期も短縮できますし、経済的です。使われなくなった火葬場があるもので、そこで焼却してもらって、安全だったらそれが一番であって、管理するのにも多くの人の目が届く所で管理したほうがより安全だと思うんですね。100年以上管理するには山の中だと目が届かなくなっちゃう。その心配があるっていうことです。それから水源ですよ。水道水の水源。宇都宮は幸い今市浄水場っていう所から、何十キロも北のほうから送水管で運ばれてきていますので、水源からはすごく遠いんです。宇都宮は水道が発達していますから、地下水をほとんど利用していないので、そういう観点からすると一番いい場所、県知事も市長さんも反対しないっていうことで決定しやすいんじゃないですか。そう思うんですがいかがでしょうか。

司会：山の中につくるのではなく、むしろ宇都宮市内にあつてはどうかといったご質問でございます。

室石参事官：ただいまのご意見はご意見として承りたいと思えますけれども、ちょっと復習になりますけれども、先ほどの清丸の説明にもありましたように、私ども、いろんな安全面でのそぎ落としとか、スクリーニングを行った後にここにありますような4つの評価項目を用いて総合評価をしたということで、住居のある集落との距離というものがここに項目としてございます。本当に安全なら町の中に造つたらいいんじゃないかというご意見、いろんなものに対して使われる言葉なので誠にごもっともだと思いますけれども、一応私ども、この選定手法で評価をしてきたという中である程度住居からは離れているということ、ただそれが絶対条件ではなくて、ここにありますようにそれぞれを最大点数5点、指定廃棄物の保管状況は2.5ですけれども、そういった加点をしたうえで順位を付けていったということでございますので、そういった選定手法で定まった詳細調査の候補地であるということをお知らせしておきたいと思えます。誠にごもっともなご意見ですので、ご意見として承ったということでございます。

参加者：ありがとうございます。住民が多い、少ないっていうんでしたら、塩谷町の山の中のほうは住民が少ないですよ。でも電気を使う量としては町のほうがたくさん使っているんです。山の中の人そんなに電気も使わないんですよ。安心・安全だって強調していらっしゃるんですから、電気をたくさん使った人が責任を持つってのもまた一つの考え方で、指数としておっしゃるんでしたら、そういう指数っていうのもあってもいいはずだと思うんですが、そういう観点で、長くなりますのでこのへんでやめますが、そういうことも皆さんで考えてもらいたいです。よろしくお願いします。

司会：それでは今のはご意見として承ったということで、それではほかの方、ご質問をお受けいたします。それでは今の方の4つ後ろの席にお座りの方、お願いします。

参加者：壬生から参りました。申し訳ないんですが、今の方のご意見はちょっと納得できないので。

それから一番最初におっしゃった方のご意見というのは本当にそのとおりだと思うんですね。まず最初に原発がこんな狭い日本に54基もあるっていうことにびっくりしたんですけども、そもそもそこから始まったと思うんです。福島県の方も非常に気の毒だと思うんですけども、もし火事でいえば火元は福島県なんです。その福島県の方が最終処分場は造らないで他県に持っていけっていうのは筋が通らないんじゃないかと思います。それから政府で茨城とか群馬とか栃木とか千葉とか5県を決めましたけれども、そこに最終処分場を造るっていうことは放射能をばらまいているのと同じじゃないんですか。そういう考えを持たないんですか。それで国民の方は1カ所にまとめることを皆さん思っているわけです。友達同士でしゃべっていてもそういうふうに言っているんです。なぜ政府や何かがそういうことを考えないんですか。事が事ですから、みんな仲良くすればいいっていう問題じゃないですよ、これは。お聞きしますけど、そちらに有識者の先生方がいらっしゃいますけど、本当に責任を持って絶対に安心だって保障ができるんですか。私はそれをお聞きしたいです。そして最後まで責任を取って、死ぬまで責任を取ってやっていただけるんですか。職場を離れたら知らないよでは困るんですよ。それに私どもの水道水では地下水を使っていますから、どこからどういうふうに漏れて入ってくるかも分かりません。そういうことをいろいろ考えますと、そして塩谷町のことを言いますと、塩谷町の役場の方は努力して17万名の署名を取ったんです。それを環境大臣に渡したときに望月大臣はどうしたと思えますか。全然聞く耳を持たないですよ。テレビで見えていましたけど。それで、決めているからみたいなことをおっしゃって。それじゃあ何のための皆さんの署名ですか。そういうことをよく考えてください。第一、ほかの県にそれを持っていけてそんな虫のいい話はないと思いますよ。それでほかが使っているじゃないかっていいですけど、ほかの県の方は逆に言うとお金を高く払わされているんですよ。ですから全然知らん顔をしていたわけじゃないんです。そういうこともいろいろ総合的に考えて、役所の皆さんが自分の責任を果たせばいいというような問題でやっていただいたら本当に困るんです。そこをしっかりと考えていただきたいです。自然を破壊すれば、それは当然人間に返ってくるんですね。日本の地下には今マグマが溜まってきていると報道でいわれているんです。コンクリートを2重にしたから、3重にしたからって地震や何か起きたら被害がないって保障ができるんですか。そういうことを有識者の方にもお聞きしたいです。本当にコンクリートで囲えば、地震が起きても何でも想定外だって言って逃げているんじゃない話にならないと思います。みんなの安全を本当に考えたら、一カ所でちゃんとした管理をするのが一番いいと思いませんか。ほかの県にも迷惑を掛けてあっちこっちお金を遣ってばらまいて、税金の無駄遣いだと思います。以上です。

司会：ご質問とご意見をいただきました。まず福島県内に処分場を造るのではなく他県に造るという

ことについて、ばらまいているのではないかといったご質問。それから、要約いたしますと、コンクリートの丈夫な施設ということであるけれども、これは安全と本当に保障できるのか。これは有識者の先生方へのご質問ということと受け止めましたけれども、まず福島の件について環境省のほうからお願いします。

室石参事官：繰り返しになりますけれども、指定廃棄物については福島県内でも福島県内で一カ所処理施設、持っていき先を決めてそこに持っていくという予定でございます。ですからおっしゃっているのは中間貯蔵のことかなというふうに思いますけれども、指定廃棄物についてはきちんと福島県内で受け止めていくということで進めているところでございます。それから想定外の点については、先ほど清丸のほうから説明が足りなかったかもしれません。少しは言っておくと私は思いますけれども、3.11以降は絶対という安全神話は崩れたと私どもも思っております。ですから、まずどんなことがあっても大丈夫な、現在考えられる大丈夫な、一番安心・安全な施設を造りますけれども、それでもそれが壊れることを一応想定して、壊れたときの対策を取っておくということで、先ほどのスライドにもありましたように漏れたときの管理点検廊できちんと目視点検をするとか、周辺の地下水についてもモニタリングをしていくとか。それでも見つかった場合は、そこまではさっき申し上げませんでしたけれども、きちんと対策を取るところまで事前にマニュアル化してまいります。起きないというから最初に何も対策を取らないのではなく、どんなに安全なものを造っても起きるという前提で事前にマニュアルを作り、どうしたらいいかを決めていくというのは必ずしたいというふうに思っております。あと、コメントをお願いします。

田中座長：焼却処理施設あるいは長期管理施設の安全性についてですけれども、焼却は先ほど大迫委員からお話があったように、基本的には完全燃焼して、それから有害なもの、ばいじん、ダイオキシン類等の汚染物質を徹底的に除去して、煙突から外に出るものはクリーンなガスしか出さない。その技術は日本でものすごく発達しております。1980年代のダイオキシン問題を克服して、いまや世界でもっとも高い技術力を持って、基準1立方メートル0.1ナノグラムを達成できます。実際のデータでそれぞれの町が公表していますけれども、基準の2桁、3桁低い数字しか出ていないということです。先ほど焼却炉が出ると風向きによってはガスを、あるいは汚い煙を吸うということをおっしゃいましたけれども、私が持っているイメージではそんなことはあり得ないと。ある程度焼却炉を高い所に置くというのは、それでも煙突から排出したガスがさらに拡散して、住民が住んでいる所には影響があるわけではないと思います。今の環境を測って、処理施設からの汚染物質がないときと処理施設を造った後の数字が変わるかどうかという点では、影響は出ないだろうと思います。それから長期管理施設も、基本的には想定できるような地震に対して十分耐えられるような耐震性の構造を考えた施設をつくります。しかもダブルライナーです。

2重にして、外から雨水が中に入らない。入らないからその水で廃棄物を溶かし出して汚染水が発生するという起こらない。そういうものが出ないのだから構造物から外に漏れるわけがない。こういうようなコンセプトで設計され、維持管理されます。しかもその施設は非常にコンパクトなものにしています。ですから大きな長い橋のようなものではなくて、非常にコンパクトで、全体が動くということはあるけれども、これが壊れて中のものがはみ出して流出して周辺を汚染するということはちょっと考えられない。そういう構造で維持管理しますので、私が考える範囲では世界最高の施設ができると思います。

参加者：2.8ヘクタールってどれくらいかわかってらっしゃるのですか。

司会：ご質問はマイクを向けてからお願いします。

参加者：コンパクトにつくるって言われたので、2.8ヘクタールってどれくらいかわかっていらっしゃるのかなど。文化ホールの敷地が1.5ヘクタールということですから、そうすると約2倍。それで、

司会：恐れ入りますけれども、まず説明を全部お聞きになっていただいてから、その後ご指名いたしますのでお願いいたします。

参加者：すみません、それじゃあお願いします。

司会：ちょっとお待ちいただけますか。まだ回答が終わっておりませんので恐れ入ります。

大迫委員：私、国立環境研究所の大迫でございます。今、田中座長からお話のあった点に尽きるわけですが、私も4年間この福島の問題から、あるいは関東一円でもこういう汚染が生じた中で焼却の問題を中心にいろいろと研究して、住民の方の前でもご説明させていただく機会も大変多くございます。覚悟が出来ているか。これは科学者、研究者としてここは責任を持って、いろいろな科学的なデータをもっていろんな判断というものをわれわれ科学者としての良心で技術的な側面から判断させていただいているので、私がまだしばらく現役、さらにこの後生きている限りにおいては、この問題の対処ということに対する判断は責任を持っているというふうに思っております。そういった覚悟で対応しているということでございます。一方で、例えばばらまいているんじゃないとか、一極集中で管理すべきじゃないか。これは管理の考え方としても一つは納得いける考え方ではあると思っております。ばらまいているという表現がよく使われるということに関しては、一極集中に対して各県でやるということに関しても、それがリスク管理されているのであれば、それはばらまかれているということには当たらないというふうに私は理解をして

おります。放射性廃棄物のような極めて濃度の高いものに関しましては、極めて厳重な管理が必要なので一極集中的に管理することは大変合理的かと思いますが、今の現在の濃度レベルにおいてはきちんとリスクを管理できると、これはばらまいているということには当たらないというふうに思います。それが一極集中なのか、こういう各県でつくるのか。これは極めて社会的な要素が絡む問題ですので、これまでのような考え方でここまで議論が来て、技術的にはしっかり対応できる技術であるということを申し上げられればというふうに思います。以上です。

司会：恐れ入ります。先ほど途中で話しになった方に今からお話ししたいんですが、その前に、司会の不手際で申し訳ありませんが、既に8時半ということで予定の時間になってしまいました。もともとこの後ご予約のある方、早く帰るべき方もいらっしゃるかと思いますので、そういった方々は後方から順次ご退場いただきましてアンケートにご協力いただければと思います。まだご質問、ご意見のある方がいらっしゃるようですので、今から15分程度延長して終わりたいと思いますので、ご協力いただければと思います。それでは先ほど、途中で2.8ヘクタールについてお話しをされた方、そこをまずお話を伺いたいと思います。

参加者：すみません、先ほどは大変申し訳なく思っています。でも先生がコンパクトにするからって感じでおっしゃったんですけども、2.8ヘクタールって、この文化ホールの敷地が1.5ヘクタールだそうです。これの約2倍弱っていうのを予定しているかと思うんですけど、この会場ですらこんなに広く大きいのに、1つにまとめないでコンパクトにっていうのは、2.8ヘクタールの中に何個かこういうふうに施設をつくるってということですか。

司会：ご質問はそこまででしょうか。

参加者：まだあります。

司会：それでは時間がかなり少なくなっていますので、手短かにまとめていただければと思います。

参加者：前回もらった資料と今回もらった資料の5と6ページ、今回は6ページ、前回は5ページの所で、浄水発生土のところが20トン消えちゃっています。それで合計も1万4,000トンにならないような気がするんですけど。それと、あと、26・27の保有量の評価の重み付けは2分の1とする。栃木県独自ルール。先ほど室石参事官が、後でこの独自ルールは説明して下さるってようなお話だったかと思うんですけど、独自ルールって何ですか。あと、27ページの※の「栃木県においては保管量の評価は2分の1とする」って、これはどういう意味か教えていただきたいんですけど、これで終わりです。

司会：2.8ヘクタールに対してコンパクトな施設ということで、細かいものをいくつか造るのかというご質問。それから、6ページの数字がちょっと合わないのではないかというご指摘。あと、最後の2つは同じものだと思いますので、それについてのご説明をいたします。

室石参事官：まず2.8ヘクタールをどのように使うのかということですが、造らなければいけない施設というのはいくつかありまして、それは仮設の焼却炉であり、それからその仮設の焼却炉から出てきた灰を、あるいは焼却施設に直接埋めるべきものを埋めるための箱にあたるもの、先ほどスライドでも2重のコンクリートになっているという管理点検廊付きの箱というのがありましたけれども、あの箱をこの栃木県で発生する予定量、まだ燃やしていませんから灰の量とかは先ほどおっしゃった6ページとはまた量が違ってきますけれども、とにかく栃木県で発生した指定廃棄物を入れるという意味でそれにほぼぴったり合うだけの箱を造ります。それから、当然そういったものを入れたり出したりするために荷さばき場といいますか、対象物の仮置き場のヤードがあります。それから管理棟がありますし、トラックで運んでくればそれを量るためのトラックスケールなども必要になってきます。また、全体的に、今は人工林が広がっていますけれども、それを切り開くということになりますので防災調整池です。栃木県のほうでも県の要綱があると思うんですが、そういったものに基づいた防災調整池を造っていくというようなものをすべて合わせて2.8ヘクタール。それから、コンクリートの個数ということですか。先ほど申し上げた箱の個数というようなことをおっしゃっていたと思うので、灰などを入れるコンクリートのそういう施設を何個造るのかということですが、これは詳細調査の設計によって変わってきます。ただ、全体で1個でもいいんですけれども、あまり大きなものをつくると管理をするときにまた不具合が生じるというか、管理のしやすさも考えてある程度、大きさ的には30メートル×40メートルぐらいの区画のコンクリートの入れ物——プールのようなものが2重構造になっているというものをご想像いただければいいと思うんですけれども、そういうものを6つぐらい、栃木県の指定廃棄物がちょうど入るぐらいの量をつくっていききたいというふうに思っております。

清丸補佐：続きまして指定廃棄物の指定状況、前回と数字が違うのではないかとご指摘をいただいております。確かに前回の浄水発生土は750トン、今回は730トンということですが、数字的には実際の量は増えても減ってもございません。前回750と書いておられますのは非常にざっくりとした数字で50単位で書かせていただいております。ただ、その他の場合が20トンなのでざっくりすると0トンになってしまいますけれども、50単位で750と書いてあります。今回、合計が1万4,000トンということで、細か過ぎずにより丁寧にとということで730というふうに書かせていただいております。ここもほかと比べると20トン以外50単位ではないんですけれども、書かせていただいております。実際の数字はどういう数字かといいますと、ちょっと細かいですが、727.5トンでございます。これは環境省のホームページにも出て

おりますけれども、こういった数字をより分かりやすくということで端数を処理しておりますけれども出させていただいているところがございます。あともう一つ、独自ルール。先ほど私のほうから説明が行き届いておりませんで申し訳ございません。これは有識者の先生方の会議ではその5県、栃木県ですとか宮城県ですとか、それぞれの共通する選定手法についてご議論いただきました。それをそっくりそのまま0～100まですべての県に当てはめるのではなくて、とはいえ、各県でより重視すべきポイントはないですかというところでそれぞれの県の市町村長会議でお諮りしております。それでいきますと、手法が固まったとしまして、宮城県と千葉県が栃木県以外にございます。宮城県の場合ですと、1つは観光地、年間入込客数50万人というちょっと細かいルールなんですけれども、一定の観光地の要件を満たす所も除外をするというところがございます。あと指定廃棄物の保管量はここにも書いてあるところがございます。ここでは宮城県につきましては、指定廃棄物については先ほどの27番のスライドでいきますと、住居のある集落との距離ですとかこういったものと同じ1～5点の配点の重み付けをやっております。したがって、宮城県の場合ですと、点数が一番高いとなると5×4で20、一番低いと1×4で4点という重み付けになるというのが宮城県でございます。一方、栃木県の場合はといいますと2分の1と非常にややこしいんですけれども、先ほどの指定廃棄物の保管量のところだけが一番高い点数で2.5点、5の半分になるということがございます。したがって、最高得点でいけば15×2.5で、17.5というところが各県共通ではなくて宮城と栃木の主な違いというところでご説明を捕捉させていただきます。失礼いたしました。

また、重み付けについての説明が※の保管量の評価は2分の1とするというところで、この指定廃棄物の保管状況以外はそれぞれ1点、2点、3点、4点、5点の5つで評価しております。この保管状況に関してはその半分ということですので、具体的には0.5点、1点、1.5点、2点、2.5点という重み付けでやるというところを※で書かせていただきました。

司会：要は、ほかに対してこの項目だけ影響を半分にしているとそういったことをご理解いただければと思います。それではご質問をお受けしたいんですが、時間があと5分と迫っておりますので、あとお二方だけ質問をお受けしたいと思います。一番最前列に座っていらっしゃるシャツを着た方、お願いします。

参加者：資料の35ページを開いてください。これは私が前回意見をさせていただいた内容なんですけれども、回答の所に私の主旨と違うところがありましたので訂正させていただきたいんですけれども、福島県内にこの廃棄物を集約するというようなことが書いてあるんですけれども、私が申し上げたいのは福島原発の敷地の中ということでございます。迅速にこの廃棄物を処理したいというのが目標であると思うんですけれども、福島原発とゆかりのない各県にこの処理施設を設置しようとしても誰も納得しないということは明らかだと思います。ですので、この放射性物質

の汚染処理の特別措置法、ここの基本方針を見直して、まずは早く処理をしたいのであれば、福島原発の敷地の中に建設すると。これに尽きると私は考えます。この意見に皆さん賛同していただけるのではないかなと思います。これは福島県民の皆さまに負担を掛けるものでもないですし、誰も文句を言わない。一番いい解決方法であると考えます。以上です。

司会：福島県内というよりも福島第一原発の敷地内に処分するべきではないかといったご意見でございます。

室石参事官：福島第一原発の敷地は、皆さんも報道等でご承知かと思えますけれども、現在汚染水をタンクに溜めておまして、

参加者：第二もある。

室石参事官：第二はもっと南のほうにありますけれども、第一原発をまず申し上げますが、第一原発のほうはそういう状況で敷地が満杯状態でございます。これを汚染水を処理する機械、ALPS等を使って今処理していると聞いておりますけれども、発生する汚染水も毎日生じているということもあり、なかなかそのタンクの水がなくならないという状況だと聞いています。第一原発の敷地だからといってそれはある町に所属しているわけです。第二原発であれば檜葉のほうがご地元ということになるわけで、もともと私どもも国有地を原則として指定廃棄物の持っていき先を考え始めたわけですが、敷地が誰のものであれご地元というのは存在するという事で、ご地元へのご理解を得ていくという努力が同じように発生するものであるということは申し上げたいと思います。私からは以上です。

司会：恐れ入りますけれども時間も迫っておりますので、今日まだ上のほうの席の方にご発言いただいておりますので、一番後ろのほうに、今手を上げられた紺色の半袖シャツを着ていらっしゃる方、お願いします。

参加者：ありがとうございます。最後にお伺いしたいのは、もし県内のどこかに建設した場合に、やっぱり気になるのは風評被害だと思うんです。その風評被害をどの程度、国は考えているのかをお聞かせください。

司会：よろしく申し上げます。

室石参事官：風評被害は大変重要な問題だと思っております。福島県をどうしても例に出してしまいますけれども、農作物が売れないという点、大変深刻だと伺っておりますし、それは周辺県でも

同じような状況があるというふうに伺っております。政府全体として風評被害対策については取り組んでおるところでございます。環境省だけではなく、いろんな役所で取り組んでおりますし、環境省自身も福島県でとれたお米を職員食堂で使うとかいろんなことをやっておりますが、風評被害がどの程度だと思っているのかという点でございます。なかなか測れるものではないところもあると思いますし、風評被害に将来なるかもしれないということまで考えると本当に把握しづらい面があるというのは重々承知しているつもりでございます。とても理解しているとはいえないぐらい重たい問題だというふうに感じております。ただ、そういう風評被害が少しでも生じないような努力を現在もしておりますし、これからも続けていきたいと思っております。仮に風評被害が生じた場合は一緒になってそれを解消していくという努力もしていきたいというふうに思っております。すみません、あまりきちんとしたお答えにはなっていないかもしれませんが、本当に風評被害は難しい問題でございますので、私のほうから申し上げられるのは以上でございます。

司会：ありがとうございます。予定の時間をだいぶ過ぎてしまいました。したがって、まだまだご意見やご質問があるかと思っておりますけれども、本日のところはこれで、「第2回環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム」を終了させていただきたいと思っております。環境省では、指定廃棄物のお問い合わせ窓口というものを設けております。本日お配りしたパンフレットの最終ページに記載されておりますので、ご意見等ございましたらそちらのほうにもお寄せいただければ幸いです。本日はお忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。お配りしておりますアンケート用紙を入り口のほうで回収しておりますので、ぜひご協力いただければと思います。本日はどうもありがとうございました。お気を付けてお帰りください。

(終了)